

平成 2 3 年 度

財政援助団体監査報告書

社会福祉法人

小金井市社会福祉協議会

小金井市監査委員

(写)

小 監 発 第 5 8 号

平成 2 4 年 3 月 2 6 日

小 金 井 市 長 稲 葉 孝 彦 様

小 金 井 市 議 会 議 長 野 見 山 修 吉 様

小金井市監査委員 重 永 邦 敏

同 露 木 肇 子

同 武 井 正 明

平成 2 3 年度財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、平成 2 3 年度財政援助団体の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙「財政援助団体監査結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第 1 2 項の規定により通知願います。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体	主管部課
社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会	地域福祉課

3 監査の範囲

平成22年度の小金井市補助金等の支出に係るものを中心とし、必要に応じてその前後とした。

4 監査の方法

監査に当たっては、次に掲げる事項を主眼とし、書類審査及び関係職員からの説明聴取その他必要と認める方法により、本監査を実施した。

(1) 主管課

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の条件その他補助に関する指令等の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、交付時期、交付手続等は適正か。
また、交付条件等の変更に際しての手続等も適正か。
- オ 補助金等の効果及び履行の確認は、実績報告等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 財政援助団体

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と主管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 補助金を理由なく繰り越していないか。
- オ 出納関係帳票の整理、記帳は適正か。また、受領書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。
- キ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ク 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

5 監査期間

平成23年12月1日から平成24年2月10日

<実施年月日等>

実施年月日	時間	監査の対象	場所
平成24年 2月9日(木)	9:00~14:20	社会福祉協議会	現地
平成24年 2月10日(金)	10:00~11:00	地域福祉課	監査委員室

第2 監査の結果

1 概 評

担当課における補助金の交付手続き、監査対象団体における受入れ及び経費の支出等について、関係書類の精査、対象団体及び担当課からの説明聴取等により、監査を実施した。

その結果、計数の誤りは認められなかったが、検討を要する事項について、以下に述べる。

2 検討要望事項等

(1) 社会福祉協議会運営補助金の対象経費について

小金井市社会福祉協議会運営補助要綱によると、人件費の補助対象経費は、「職員給与規程及び職員等旅費支給規程に定める給料、扶養手当、調整手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、社会保険料事業主負担等」となっている。この中の「社会保険料事業主負担等」をどの範疇までとするのか明確に定められていないが、一般的には健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料等の法定福利費と判断される。

しかしながら、社会福祉協議会では全国社会福祉協議会の退職積立金掛金、互助会負担金、健康診断料、さらには、東京都社会福祉協議会の従事者共済掛金や出張旅費を人件費に含めて補助金を申請し、交付を受けている。

退職金については、各市の社会福祉協議会で原資が異なり、各団体でそれぞれ全国社会福祉協議会の退職手当積立基金、東京都社会福祉協議会の従事者共済、中小企業退職金共済などに加入し積立を行っているが、中には、本市の社会福祉協議会のように複数の積立を行っている団体もある。

本市の社会福祉協議会では、退職金の支給規程を定めておらず、加入している全国及び東京都の社会福祉協議会退職金積立の運用状況によって、給付率が改正される場合がある。また、給与については、市の職員に準ずる額に定めた規程があるが、退職金については規程がなく、加入する退職金積立が多くなれば、際限なく退職金が増額されていくことになる。退職金の支給規

程がない中で、社会福祉協議会が選択した積立の掛金をすべて市が負担するのには、疑問がある。

また、出張旅費は、人件費でなく事業費に計上すべきものと判断され、申請種目を改めるよう求める。

このように、補助対象経費についての解釈にそごが生じれば、人件費の名目で補助対象経費が拡大解釈される恐れがある。補助対象経費については精査のうえ、市の補助要綱への明記を求める。

(2) 緊急福祉資金貸付について

昭和55年度に市から400万円の交付を受けて事業開始した緊急福祉資金貸付事業が、平成22年度末で483万円の未償還となっている。この間、市は計400万円の追加交付を行ったほか、平成22年度には31万5,000円を補てんしている。

本貸付事業の未償還をできるだけ防止することからも、平成17年度から貸付けに際し保証人を付けてもらうことを条件にしているが、その影響からか貸付件数は減り、平成22年度の貸付実績は4件32万円にとどまっている。

一方、東京都から受託している生活福祉資金貸付の平成22年度貸付実績は80件4,145万円余であり、貸付要件が異なるとはいえ、市の資金による貸付事業を継続する意義は低いと考える。

かつては、数十件の貸付けをしていたとのことだが、平成22年度はわずか4件の貸付けと43万8,000円の償還のために、市から人件費・事務費補助が125万8,000円支出されている。

貸付けに至るまでの相談業務があるとはいえ、費用対効果の点からも、本貸付事業の見直し、あるいは東京都の貸付事業の中で行うなど、業務上の工夫をされるよう要望する。

また、償還については、800万円の市の交付に対し、市の補てん分を加算すれば500万円超が未償還という状況の中で、貸付けから十数年を経過

したものについては、市と協議のうえ、一定の整理をされるよう検討されたい。

(3) 補助金実績報告について

小金井市社会福祉協議会補助事業等実績報告書によると、補助対象事業費の使用額の内訳が記載されているほか、事業費明細が添付されている。

しかしながら、これらの記載はかなり大まかなもので、具体的な使途が不明である。例年と大幅に異なる実績額などの場合は、領収書等を主管課で確認しているというが、実績報告書に詳細な明細を記載するよう改められたい。

社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会

1 団体の概要

社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会の目的及び組織等は、次のとおりである。

(1) 目的

小金井市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ 生活福祉資金貸付等相談事業
- ク 緊急福祉資金貸付事業
- ケ 福祉機器展示場の経営
- コ 移動支援事業の経営
- サ 福祉サービス利用援助事業の経営
- シ その他、社会福祉協議会の目的達成のため必要な事業

(3) 事業開始

昭和33年11月26日（法人認可 昭和39年3月5日）

(4) 組織（平成24年2月現在）

役員として、会長1名、副会長3名、副会長兼常務理事1名、会計理事1名、理事9名、監事2名、顧問1名が置かれている。職員は、事務局長1名、

事務局次長 1 名、常勤職員 5 名、嘱託職員 2 6 名、委託職員 3 名、臨時職員 1 名である。

(5) 受託事業収入（平成 2 2 年度）

1 億 2, 0 6 2 万 3, 5 0 1 円の受託事業収入があるが、このうち、小金井市からの受託は、1 億 8 8 6 万 9, 5 0 1 円であり、東京都社会福祉協議会からの受託は 1, 1 7 5 万 4, 0 0 0 円である。

2 団体への補助

(1) 小金井市社会福祉協議会運営補助金（福祉保健部地域福祉課所管）

市は、小金井市社会福祉協議会運営補助要綱に基づき、平成 2 2 年度に 7, 6 9 8 万 5, 0 7 6 円の補助金を交付している。平成 2 3 年度の予算額は、7, 8 1 1 万 4, 0 0 0 円である。